

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、五條市、御所市、宇陀市、三宅町、高取町、吉野町、十津川村及び東吉野村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

令和六年八月二十三日

奈良県知事 山下 真

一 調査を行った者の名称

五條市

御所市

宇陀市

三宅町

高取町

吉野町

十津川村

東吉野村

二 調査を行った期間

五條市 令和三年四月一日から令和四年八月十日まで

御所市 令和二年四月一日から令和五年二月十六日まで

宇陀市 令和三年四月一日から令和四年十月三十一日まで

三宅町 令和二年四月一日から令和四年一月三十日まで

高取町 令和三年四月一日から令和四年九月十二日まで

吉野町 昭和六十一年四月一日から令和二年九月九日まで

十津川村 令和三年四月一日から令和五年九月二十日まで

東吉野村 令和元年四月一日から令和三年二月二十七日まで

三 成果の名称

五條市西吉野町湯川の一部の地籍図及び地籍簿

御所市高天②―②の地籍図及び地籍簿

宇陀市大宇陀白鳥居の一部の地籍図及び地籍簿

三宅町三河第1地区の地籍図及び地籍簿

高取町丹生谷②―②の地籍図及び地籍簿

吉野町大字柳の一部の地籍図及び地籍簿

十津川村大字小原の一部の地籍図及び地籍簿

東吉野村大字小川の一部の地籍図及び地籍簿

東吉野村大字小栗栖の一部の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

五條市西吉野町湯川の一部の地域

御所市大字高天の一部の地域

宇陀市大字陀白鳥居の一部の地域

磯城郡三宅町大字三河の一部の地域

高市郡高取町大字丹生谷の一部の地域

吉野郡吉野町大字柳の一部の地域

吉野郡十津川村大字小原の一部の地域

吉野郡東吉野村大字小川の一部の地域

吉野郡東吉野村大字小栗栖の一部の地域

五 認証年月日

令和六年一月二十二日